

平成28年6月1日

みんなの市税

編集・発行 福岡市財政局税制課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

目次

- 1 平成28年度以降の軽自動車税が変わります
- 2 個人市県民税の特別徴収の推進について《県下一斉》
- 3 市税の各種手続きにマイナンバーの利用が始まりました
- 4 中学生の「税について」の作文 入賞作品のご紹介
- 5 市税に関する証明(所得証明等)について
- 6 東区「なみきスクエア」で市税に関する証明が取得できます
- 7 市税の便利な納付方法のご案内
- 8 市税に関するお問い合わせ先

1 平成28年度以降の軽自動車税が変わります

(1) 三輪および四輪以上の軽自動車

Q 新しい税率は、どう変わるの？

A 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両は、重課税率の適用(最初の新規検査から13年を経過)となるまで、下表の新税率が適用されます。

軽自動車の種別			新税率(年額)
三輪のもの(総排気量660cc以下)			3,900円
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗 用	営業用	6,900円
		自家用	10,800円
	貨物用	営業用	3,800円
		自家用	5,000円

※環境に配慮した、一定の基準を満たす車両は、税率がおおむね25~75%軽減される場合があります。

Q すべての軽自動車を対象なの？

A 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けている車両は、重課税率の適用(最初の新規検査から13年を経過)となるまで、下表の旧税率が適用されます。(所有者が変わった場合も含め、税率の変更はありません。)

軽自動車の種別			旧税率(年額)
三輪のもの(総排気量660cc以下)			3,100円
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗 用	営業用	5,500円
		自家用	7,200円
	貨物用	営業用	3,000円
		自家用	4,000円

Q ずっと同じ車に乗っていたら関係ないの？

A 最初の新規検査から13年を経過した車両は、平成28年度から下表の重課税率が適用されます。平成28年度に重課税率が適用となる車両は、最初の新規検査が平成14年以前のものとなります。なお、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車や被けん引車は、重課税率の対象外となります。

軽自動車の種別			重課税率(年額)
三輪のもの(総排気量660cc以下)			4,600円
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗 用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物用	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

最初の新規検査とは？

初めて車両番号の指定(ナンバープレートの交付)を受けたときの検査をいいます。(実質的には、新車として販売された時を指します。)最初の新規検査を受けた年月については、自動車検査証の「初度検査年月」欄をご覧ください。

【自動車検査証部分見本】

この部分をご覧ください

自動車検査証				
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途
〇〇〇△△ あ 1234	平成27年4月1日	平成27年4月	軽自動車	乗 用
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	
△△△-12345	4人	-kg	880kg	
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量 ^{cc} 定格出力
				前輪駆動

(2) 原動機付自転車および二輪の軽自動車等

平成28年度から原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車および小型特殊自動車については、すべての車両において税率が変わります。新税率については、下表のとおりです。

車種区分	平成28年度以降の税率(年額)	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円

車種区分	平成28年度以降の税率(年額)	
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

事業主等の皆様へ 2 個人市県民税の特別徴収の推進について《県下一斉》

- 特別徴収未実施の事業主の方などを対象に、特別徴収義務者の指定を実施します。
- すでに特別徴収を実施している事業主の方で、一部の従業員を普通徴収としている場合も、特別徴収への切替を推進します。

平成29年度から給与所得者の方の個人市県民税は原則特別徴収となります。



個人市県民税(給与から)の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者(事業主等)が、従業員の毎月の給与から個人市県民税を差し引き、従業員の方に代わって、市町村ごとに納めていただく制度です。

従業員の方のメリット

- 銀行などで自分で納付する必要がなく、納付忘れを防げます。
- 納付回数が年4回から年12回になり、1回あたりの負担が減ります。

対象者 原則、全従業員が対象になります。

※下記の条件にあてはまる従業員は事業主等からの申請により対象から除外することもできます。

- ① 退職またはその年の5月31日までに退職予定の従業員
- ② 給与の支払のない月がある従業員
- ③ 年間の給与の支払金額が93万円以下の従業員
- ④ 他の事業所から特別徴収されている従業員(所得税源泉徴収の乙欄該当者)
- ⑤ 事業専従者(個人事業主の場合のみ)

上記の従業員を除外した結果、対象となる従業員が2名以下になる場合は、申請により給与からの特別徴収を行わないこともできます。

3 市税の各種手続きにマイナンバーの利用が始まりました

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます)」の施行に伴い、市税のさまざまな手続きに、マイナンバー(個人の方は12桁、法人は13桁の番号)の記載が必要になります。

●マイナンバーを利用する市税の手続き

マイナンバーの記入が必要となる主な手続きは下表のとおりです。なお、手続きにより利用開始時期が異なります。

税目	市税の手続き	利用開始時期
個人市県民税	市民税・県民税申告書	平成29年1月
	給与支払報告書	平成29年度課税分から
固定資産税	償却資産申告書	平成28年1月
軽自動車税	減免申請書	平成28年度分から
法人市民税	申告書(確定・中間・予定)	平成28年1月以後の事業年度分から
	設立申告書・異動の届出書	平成28年1月

●番号法の規定に基づく本人確認にご協力ください

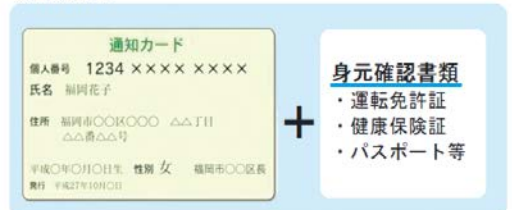
マイナンバー(個人番号)が記載された書類を提出される場合、成りすまし等の被害を防止するため、次のいずれかの方法による本人確認を実施しています。必要書類の提示または写しの提出にご協力をお願いします。

確認方法1



(マイナンバーカード)

確認方法2



(通知カード + 身元確認書類)



詳しくは…

福岡市 市税 マイナンバー

検索

4 中学生の「税について」の作文 入賞作品のご紹介

中学生の「税について」の作文募集は、税を正しく理解し、税について考える機会を持つことを目的として、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催で実施しています。平成27年度は福岡市内の中学校のうち70校、9,355名の応募の中から、下記のとおり入賞作品が決定しました。

福岡市長賞

「税に感謝」福岡市立東光中学校
2年 塩屋萌々子

私が税金について興味を持つようになったのは、弟の交通事故がきっかけだった。先日、弟が運転した自転車と自動車と衝突するという事故が起きた。弟は頭を強く打ち意識もうろうとする中、近くの工場の方に救急車を呼んでもらった。私と母が現場に到着したときには既に救急車は到着しており、応急処置を行っていた。私と母もいっしょに救急車に乗り、病院へ向かった。子どもの頭をみてもらえる病院がすぐ近くになかったが、ちょっと探しただけで見つかり、十分ほど乗っているだけで病院に着くことができた。普段は三十分くらいかかるような場所だったのだが、救急車のおかげで三分の一の時間で行くことができたのだ。弟はすぐ検査された。処置が済んでいけば、手おくれになっていたそう。こんなに早く処置がほどこされたのは、とても早く到着した救急車のおかげだった。そしてこんなにも速い救急車は、私たちが納めている税金で走っている。救急隊員を養成するのも税金でまかなわれている。あたり前に私たちが使うことができる救急車、消防車、警察、医療、ゴミ処理、信号機。私たちにあってあたり前でも、そうでない国の人達がいる。発展途上国の人達だ。井戸がなくてきたない泥水しか飲めなくて病気になる人。日本では治せる病気でも適切な処置が受けられなくて亡くなる人。犯罪を取りしまれなくて荒れる町。ゴミ処理が行われなくて溜まっていくだけの放置廃棄物。信号機がなくて増える衝突事故。日本では私たちが日ごろ納めてきた税金が、めぐりめぐって私たちの生活をより便利に、支えてくれているのだと実感した。国民一人一人がきちんと税金を納めて、その税金を国が発展して良くなるように、私たちが安全に安心して暮らせるように使われているのだ。これまで私は、税というものを深く考えたことがなかった。しかし今回の弟の交通事故によって、税金が私たちにたらしてくれている安心と安全がどんなに幸せなことであるかが身にしみた。そして発展途上国にも目を向けることができ、救える命があるのに税金があるか無いかでこんなにも違うのか、と悲しくなった。自分が何かできることはないのか、と考えた。発展途上国へは遠くで、直接手助けすることはできないけど、まずは自分の置かれている環境に感謝して税金を納めることの大切さと、税金の正しい使い道を常に頭に置きながら行動していこうと思う。ここが日本じゃなかったら、あのとき弟は手おくれになっていたかもしれない。これからも自分が税金に助けられることはたくさんあると思うので、しっかり税金を納めていこうと思った。

福岡市教育委員会賞

「税は優しい」福岡市立香推第一中学校
3年 小長光凜

先日、学校で税についての授業がありました。税を通して、国のこと、社会のことを考えていると、税の仕組みというのは、実は温かみのある仕組みなのだと感じるようになりました。よく部活動や学級のスローガンで使われる「ひとりほみんなのために、みんなはひとりのために」という言葉があります。税は、お金を通して、この精神を実現していると気づきました。国や都道府県・市町村が行う公共サービス、私たちが国民が税金を納めること、これらは、すべて「ひとりほみんなのために、みんなはひとりのために」といえます。例えば、このように考えることができます。まず「ひとりほみんなのために」です。夏休みに家族で車に乗って出かけました。たくさん大型トラックが何かを輸送しているところを見ました。私たちが家族が簡単に移動できることも嬉しいですが、生活に必要なものが運びやすくなり、道路の発達も、私たちの便利な暮らしに役立っていることがわかりました。一人ひとりが納めた税金が、みんなのために使われたのだと考えることができます。次に「みんなはひとりのために」です。私は今、義務教育の最後の一年を過ごしています。公立学校の児童・生徒一人当たり年間教育費の負担額は、小学生が約八六万円、中学生が約九九万円といわれています(国税庁平成二四年度)。小学校一年生から中学校三年生までの九年間で、おおよそ九〇〇万円を負担していただいたというこのようです。これは、子供がいる家庭もそうでない家庭も区別なく、みんなが納めた税金が、私たち教育を受ける一人ひとりのために使われたと考えることができます。税は、能力に応じてお金を集めるというものです。しかし、「ひとりほみんなのために、みんなはひとりのために」という言葉をイメージし、お金の動きを考えてみると、税はみんなに優しい仕組みだと思えてきます。私は大人になり、自分の力でお金を稼ぐようになり、税金を納めなければならなくなった時には、「ひとりほみんなのために、みんなはひとりのために」を思い出して、税のルールを守り、正しく納めたいと思いました。学校で税についての授業を受けたことで、社会をより身近なものとして考えられるようになりました。人類の歴史において、今のようによく多くの人が税を納める形になったのは、まだ最近の話だと聞きました。「ひとりほみんなのために、みんなはひとりのために」という税の考え方は、大切に未来へ伝えなければならぬと思います。

※学年は受賞当時のものです。

過去の入賞作品は…

福岡市 税の作文

検索

5 市税に関する証明(所得証明等)について

平成28年度の所得証明は、個人市県民税が**普通徴収の方**および**公的年金からの特別徴収の方**は**6月13日(月)**から発行します。(個人市県民税が**非課税の方**および**給与からの特別徴収の方**は**5月20日(金)**から発行しています。)

1 証明を請求できる方

個人や法人の秘密に関わることで、原則として次の方に限られます。

(1)本人(相続人、納税管理人も含まれます。なお、相続人であることを証明する書類が必要です。)

(2)本人の委任状等を持参した人**(ご家族の場合でも委任状が必要です。)**

※委任状等は作成日から3か月以内のもの。

(3)法人の代表者(代表者以外の方が請求される場合は法人印および代表者の職印が必要です。)

(4)借地人、借家人(評価証明の請求に限ります。賃貸借契約書および賃借料の直近の領収書をご持参ください。)

※転借人の場合は、必要な書類等が異なる場合があります。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

2 請求に必要な書類等

請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。

請求される方	必要書類(本人確認書類)
個人	・運転免許証 ・パスポート ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・マイナンバーカード ・住基カード(写真付) ・在留カード(外国人登録証) ・その他公的機関が発行した証明書
法人	・法人印および代表者の職印 ・法人印および代表者の職印が押印された申請書 ※印鑑に法人名がない場合や法人名の表記が異なる印鑑を利用される場合は、法人印の「印鑑証明書」をご持参ください。

※市税納付後、おおむね2週間以内に「納税証明」や「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明」などを請求される時は、領収書や振替が確認できる通帳などをご持参ください。

委任状の記載内容

(ご家族の場合でも委任状が必要です)

委任状

見本

(代理人)
住所
氏名 (窓口に来られる方)

私は、上記の者を代理人と定め、次の証明書の請求および受領を委任します。

(1)証明書の名称()証明
(2)証明書の年度および通数()年度・()通

福岡市()区長 様
平成 年 月 日

(委任者)
住所
氏名 (証明が必要な方) 印

※(代理人)…窓口に来られる方
(委任者)…証明が必要な方
印鑑は朱肉で押印するものをご使用ください。

3 証明の種類・手数料・担当窓口

証明の種類	手数料
納税証明 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明 市県民税課税・非課税証明(所得証明) 固定資産公課証明・評価証明	1件300円
軽自動車税(継続検査用)納税証明	無料

●担当窓口

- ・区役所課税課 ・市役所納税管理課(北別館2階)
- ・早良区入部出張所 ・西区西部出張所
- ・千早証明サービスコーナー(東区なみきスクエア内)
- ・市内34の郵便局(固定資産評価証明を除く)

上記証明は居住(賦課)区以外の区役所等でも取得できます。

4 郵便局での市税に関する証明の発行

市内34の郵便局で、納税証明などの市税に関する証明(固定資産評価証明を除く)を受け取ることができます。ただし、取り扱いができるのは**請求者ご本人に限ります**。窓口では本人確認をしますので、**本人確認書類**(運転免許証やパスポートなど)**をご持参ください**。

●取扱郵便局

東 区	福岡東、和白、志賀島、西戸崎、香椎御幸、福岡唐原 福岡八田、福岡流通センター内、福岡青葉、福岡高美台
博多区	板付、博多南、福岡小林、福岡雑餉隈、博多月隈
中央区	福岡小笹、福岡福浜
南 区	福岡大池、福岡松原、福岡老司、福岡柏原
城南区	城南、福岡堤、福岡田島三
早良区	福岡四箇田団地、福岡野芥、脇山、福岡原五
西 区	福岡老岐、北崎、周船寺、福岡能古、玄界島、元岡

市税に関する証明の郵送請求

郵送で市税に関する証明を請求する場合は、下記(1)~(5)の書類等を同封の上、「福岡市税証明郵送請求センター」宛に請求してください。

(1)税務証明交付申請書

(2)手数料
(郵便局の定額小為替)

(3)返信用封筒
(宛先を記入し切手を貼付してください。)

(4)請求者の本人確認書類
(運転免許証等の写し)

(5)委任状
(代理の方が請求される場合)

税務証明交付申請書の記載内容

以下の必要事項を記載して請求してください。

- 必要とする証明種類・年度・通数・使用目的
- 現住所
- 市外に転出された方は、福岡市にお住まいの時の住所
- 証明が必要な方の氏名(フリガナ)
- 生年月日
- 昼間に連絡がとれる電話番号(連絡先)

〒810-8620
福岡市中央区天神1丁目10番1号
市役所北別館2階

福岡市税証明郵送請求センター

電話番号：711-4491

(午前9時15分~午後6時 土日祝日、年末年始を除く)



申請書様式のダウンロードは…

福岡市 税務証明交付申請書

検索

6 東区「なみきスクエア」で市税に関する証明が取得できます

JR・西鉄千早駅西側にオープンする「なみきスクエア」内、千早証明サービスコーナーで市税に関する証明が取得できます。

市税に関する証明
取扱時間

平日(月曜から金曜日) 午前9時から午後5時15分
(区役所閉庁日はお取り扱いできません。)

《千早証明サービスコーナーについて》

開所日時 平成28年6月4日(土) 午前9時から

※市税に関する証明の取り扱いは平成28年6月6日(月)から

所在地 福岡市東区千早4丁目21番45号(千早駅西側 なみきスクエア1階)

休館日 12月31日から1月3日 *臨時休館あり



7 市税の便利な納付方法のご案内

口座振替

口座振替とは、市税を納期ごとに指定した預貯金口座等から自動的に振り替えて納税する制度です。

口座振替のメリット

- ① **便利** … 金融機関に出かける必要がありません!
- ② **安心** … 納付忘れを防げます!
- ③ **安全** … 現金を持ち歩く必要がありません!

口座振替を利用できる税目

- 軽自動車税
- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税(償却資産)

口座振替を利用するには

「口座振替依頼書」に必要事項を記入・金融機関届出印を押印のうえポストに投函してください。口座振替依頼書は納税通知書に同封されています(軽自動車税を除く)。



口座振替加入勸奨キャラクター ふりかえる君

口座振替依頼書のダウンロードは…

福岡市 口座振替納付依頼書

検索

クレジットカード

福岡市では、パソコンやスマートフォンを使って、インターネットの専用サイトよりクレジットカードで市税の納付ができるようになりました。インターネットショッピングと同じような簡単な操作でいつでもどこでも手続きができ、市税の納付がより便利になります。

クレジットカードを利用できる税目

- 軽自動車税
- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税(償却資産)

納期(納付書)ごとに決済手数料がかかります

- 税額10,000円以下は73円(消費税別)
- 以降、税額10,000円ごとに73円(消費税別)加算

ご準備いただくもの

- 納付書(確認番号が印字されているもの)
現在口座振替をご利用の場合は、納税通知書に納付書が同封されていませんので、クレジットカードでの納付をご希望の方は市役所納税管理課(連絡先は下記)へお問い合わせください。
- クレジットカード
VISA、MasterCard、JCB、AMERICANEXPRESS、DinersClub
- パソコン・スマートフォン・タブレット
ご利用のOSや機種、ブラウザ、アプリ、バージョンによっては納付手続きができない場合があります。
- ※携帯電話(フィーチャーフォン)は、セキュリティ上、利用できません。
- ※クレジットカードで納付した場合は、領収書が発行されません。

専用サイトへのアクセスはこちら



詳しくは… 福岡市 税 クレジット

検索

モバイルレジ

モバイルレジ

モバイルレジとは、携帯電話やスマートフォンで市税の納付ができるサービスです。納付書に印刷されたバーコードを携帯電話やスマートフォンのカメラで読み取り、モバイルバンキング(インターネットバンキング)を利用して、いつでも・どこでも・簡単に納付できます。西日本シティ銀行をご利用の方は「NCBアプリペイ」からもご利用できます。

モバイルレジを利用するには

- step1** → ご利用される金融機関にモバイルバンキングの利用申込を行います。
- step2** → 初回のみ携帯アプリ(無料)のダウンロードが必要です。携帯アプリは右記の二次元バーコードからダウンロードできます。

モバイルレジを利用できる税目

- 軽自動車税
- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税(償却資産)

ご注意

- ※30万円以下のコンビニ納付用バーコードが印字されている納付書に限りです。
- ※モバイルレジで納付した場合は、領収証書が発行されません。通帳記帳やモバイルバンキングの取引明細でご確認ください。

携帯アプリのダウンロードはこちら



詳しくは… モバイルレジ

検索

8 市税に関するお問い合わせ先

各区役所の窓口	課(係)の名称、主な業務	区名	電話番号	課(係)の名称、主な業務	区名	電話番号
	課税課(管理係) ・市税に関する証明の発行・交付 ・軽自動車税の課税 ・原付バイクの車両登録や廃車の手続き		東区	645-1021	課税課(固定資産税土地係・家屋係) ・固定資産税(土地・家屋)・都市計画税の課税 ・字図(地番参考図)、路線価、名寄帳の閲覧	東区
博多区			419-1022	博多区		419-1032
中央区			718-1049	中央区		718-1046
南区			559-5031	南区		559-5051
城南区			833-4024	城南区		833-4036
早良区			833-4318	早良区		833-4326
西区			895-7013	西区		895-7019
課税課(市民税係) ・普通徴収される個人市県民税の課税		東区	645-1026	納税課 ・個人市県民税や固定資産税、軽自動車税の納税相談 ・市税の滞納処分	東区	645-1022
		博多区	419-1027		博多区	419-1023
		中央区	718-1038		中央区	718-1028
		南区	559-5041		南区	559-5169
		城南区	833-4032		城南区	833-4026
		早良区	833-4320		早良区	833-4317
		西区	895-7017		西区	895-7014

市役所の窓口	課(係)の名称、主な業務	電話番号
	納税管理課	・市税に関する証明の発行・交付、市税の口座振替手続き
・給与から特別徴収される個人市県民税や法人市民税等の納税相談、市税の滞納処分		711-4215
税証明郵送請求センター		711-4491
法人税務課	・給与から特別徴収される個人市県民税の課税	711-4211
	・法人市民税の課税	711-4194
資産課税課	・固定資産税(償却資産)の課税	711-4438
	・事業所税等の課税	711-4195
納税企画課	・市税収納・証明発行・滞納整理等にかかる企画および指導	711-4206
課税企画課	・市税の課税にかかる企画および指導	711-4207
税制課	・市税制度、市税の予算・決算、市税の不服申立審査	711-4202

市税に関するお問い合わせ先は福岡市ホームページからもご覧いただけます。

福岡市 市税に関する問い合わせ

検索

最後までお読みいただきましてありがとうございます。お読みになったご感想やご意見をお寄せください。

発行・編集

福岡市財政局税制課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL: 711-4202 FAX: 733-5598
E-Mail: zeisei.FB@city.fukuoka.lg.jp